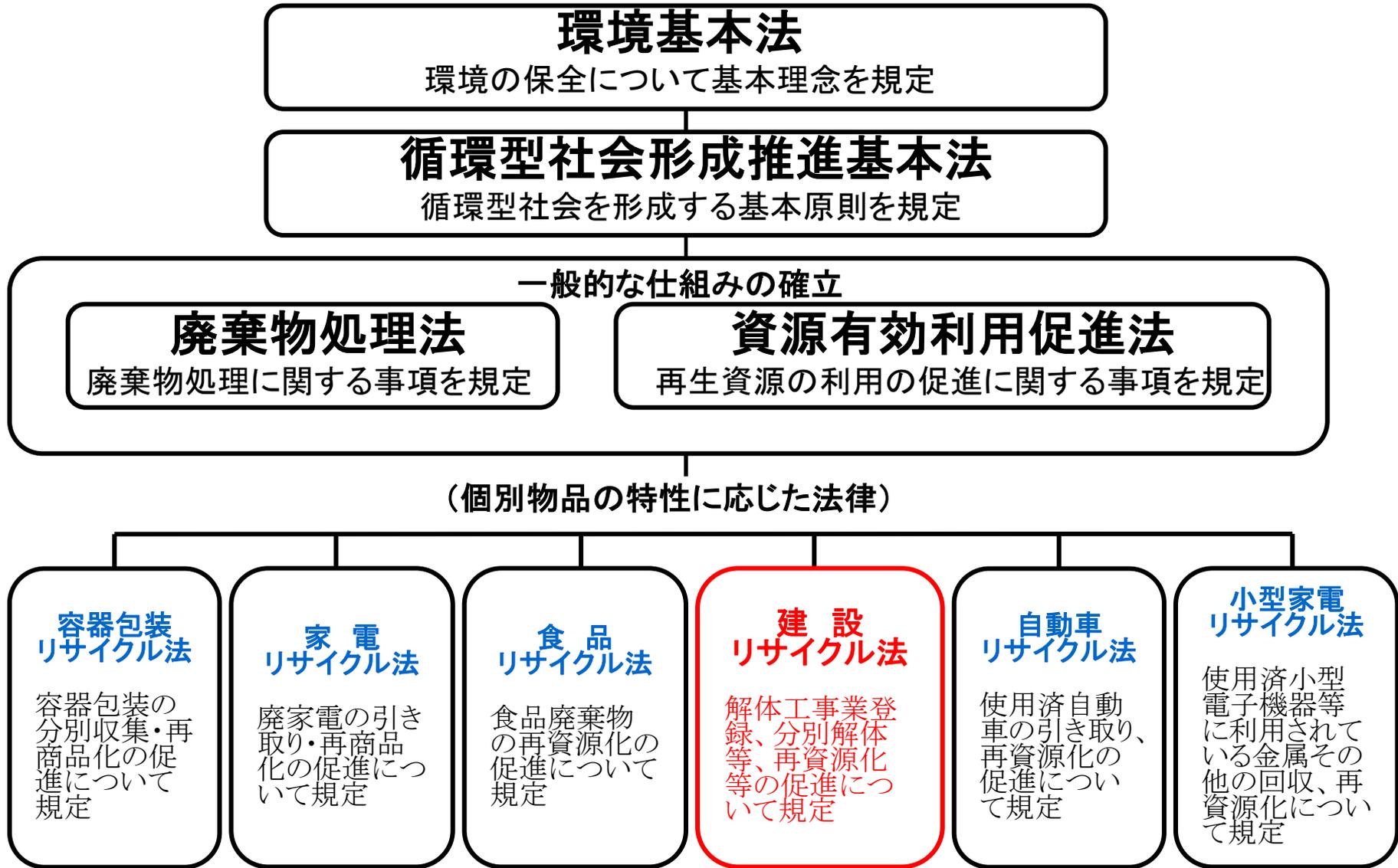


建設リサイクル法の概要 について

大阪府住宅まちづくり部 建築指導室
審査指導課 開発許可グループ

平成29年12月14日

建設リサイクル法に関連する法律の体系の概要



これまでは…

ミンチ解体

建築物を、分別解体せずに一気に壊してしまう「ミンチ解体」では、大量の混合廃棄物が発生します。

混合廃棄物

再資源化できるものとできないものをいったん混ぜてしまうと、再分別には大変手間がかかり、再資源化が難しくなってしまいます。

最終処分

そのため、結局はそのままで最終処分場へ運ばれることになり、コストが大きい最終処分を避けて、不法投棄する悪質な業者も跡を絶ちません。

貴重な資源が廃棄物に!



再資源化できるものまで廃棄物となってしまいます

不法投棄



毎年約千件・40万トンもの不法投棄が! (全国)

処分場所がない!



最終処分場の残余容量が逼迫しています

建設リサイクル法が施行されてからは…

分別解体

分別しながら解体することで、再資源化しやすくなります。

再資源化を容易に!



壁・柱・梁・床、木材・コンクリートなど、分別しながら解体を進めていきます。

再資源化

原材料として利用不可能な廃棄物を除き、再生可能なものは再資源化します。

廃棄物が大幅減少!



危険物・有害物を除くほとんどの建設副産物は再資源化できるので、廃棄物を大幅に減少させることができます。

再利用

再資源化された建設副産物は再利用されます。こうして資源を循環させていくことができます。

資源が循環!



再生骨材を道路の路盤に、アスファルトを舗装に利用

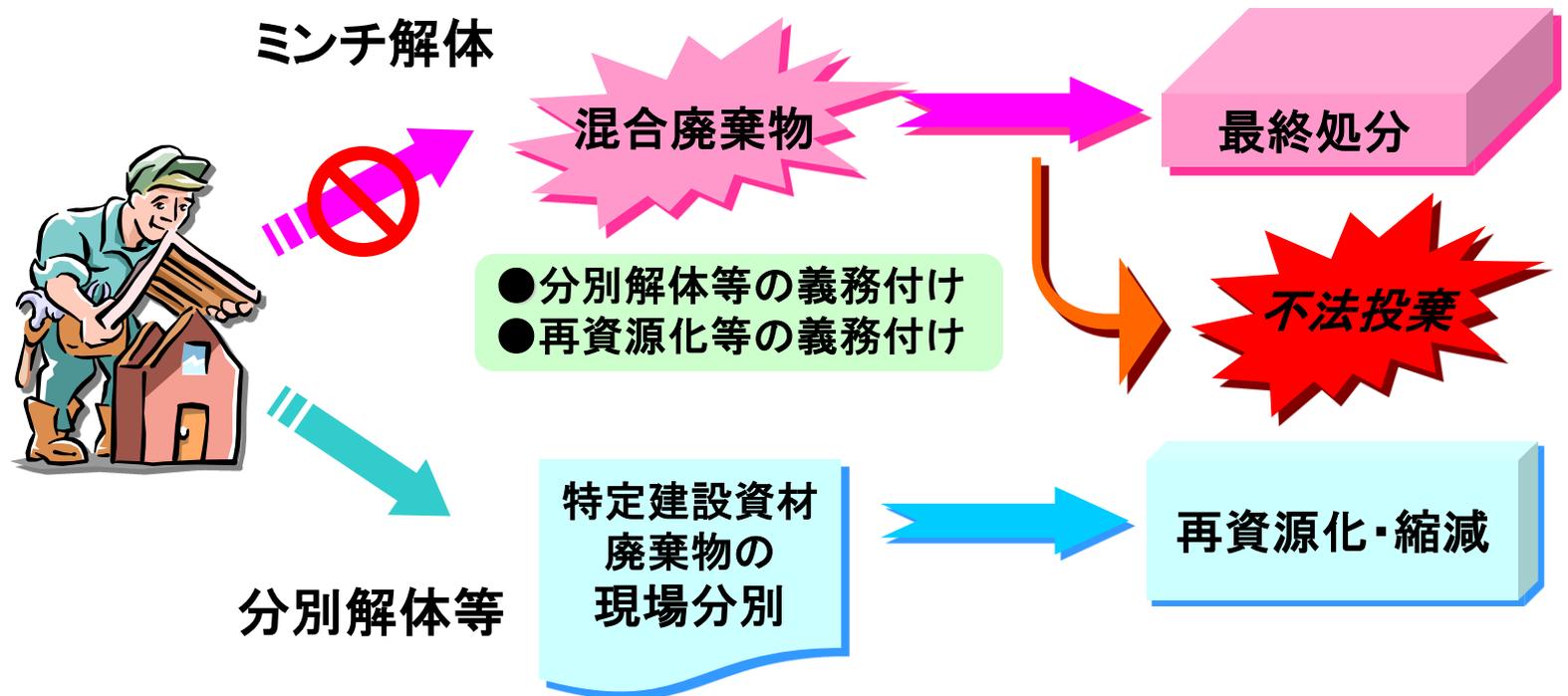
木材チップを再生木質マルチング材として、法面の雑草防止に利用

私たちの身のまわりの様々なところで、再資源化された建設副産物が利用されています。

分別解体等及び再資源化等 の義務付け

分別解体の意義

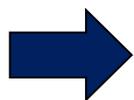
● 廃棄物の流れ



特定建設資材

(施行令第1条)

- ◆再資源化が、資源の有効利用及び廃棄物の減量に大きく寄与するものであること
- ◆再資源化技術が確立・普及しており、再資源化の経済性の面における制約が著しくない（義務付けが過度の負担にならない）こと



- コンクリート
- コンクリート及び鉄から成る建設資材
(プレキャスト版鉄筋コンクリート版など)
- 木材
- アスファルト・コンクリート

分別解体等の義務付け

(法第9条)

- 以下の条件の両方を満たす工事が、**対象建設工事**として**分別解体等・再資源化等の義務付けの対象**

条件①

- ・特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事

又は

- ・特定建設資材を使用する新築工事等

条件②

- ・建設工事の規模に関する基準以上のもの

対象建設工事の規模基準

(施行令第2条)

< 規模基準 >

建築物の解体工事	床面積	80m ² 以上
建築物の新築・増築 工事	床面積	500m ² 以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム)	請負代金の額 (消費税を含む)	1億円 以上
建築物以外のものに係る 解体工事又は新築工事等 (土木工事等)	請負代金の額 (消費税を含む)	500万円 以上

分別解体、再資源化の義務付け

- 分別解体等実施義務（法第9条）
 - 対象建設工事受注者（下請負人を含む）に義務付け
 - 分別解体の施工方法に関する基準
 - 特定建設資材に係る廃棄物の現場分別

分別解体、再資源化の義務付け

- **再資源化等実施義務**（法第16条）
 - **対象建設工事受注者（下請含む）に義務付け**
 - **特定建設資材廃棄物の再資源化**
 - **建設発生木材については、工事現場から一定距離内に再資源化施設がないなど、再資源化が困難な場合は「**縮減**」でも可 ※ 省令で50kmと規定**

手続きの流れ

発注者



対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事着手の日の7日前までに建築物の構造、工事着手時期、および工程の概要、分別解体等の計画等について届け出なければなりません。

3 事前届出

4 変更命令

届出窓口

(裏表紙届出先参照)



※工事の場所により届出先が異なります。

助言・勧告・命令
報告の徴収・立入検査

対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、建築物の構造、工事着手時期、および工程の概要、分別解体等の計画等について書面を交付して説明しなければなりません。

1 説明

2 契約

契約書面には、下記の事項を明記してください。

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称および所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

元請業者

受注者は、下請契約業者に対し、対象建設工事の届出事項を告知した上で、契約を結ばなければなりません。
(注) 告知は全ての
下請業社に対して
行う必要があります。

5 告知

6 契約

下請業者

受注者



契約書面には、**2**の契約と同じ事項を明記してください。

8 書面による報告

元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければなりません。

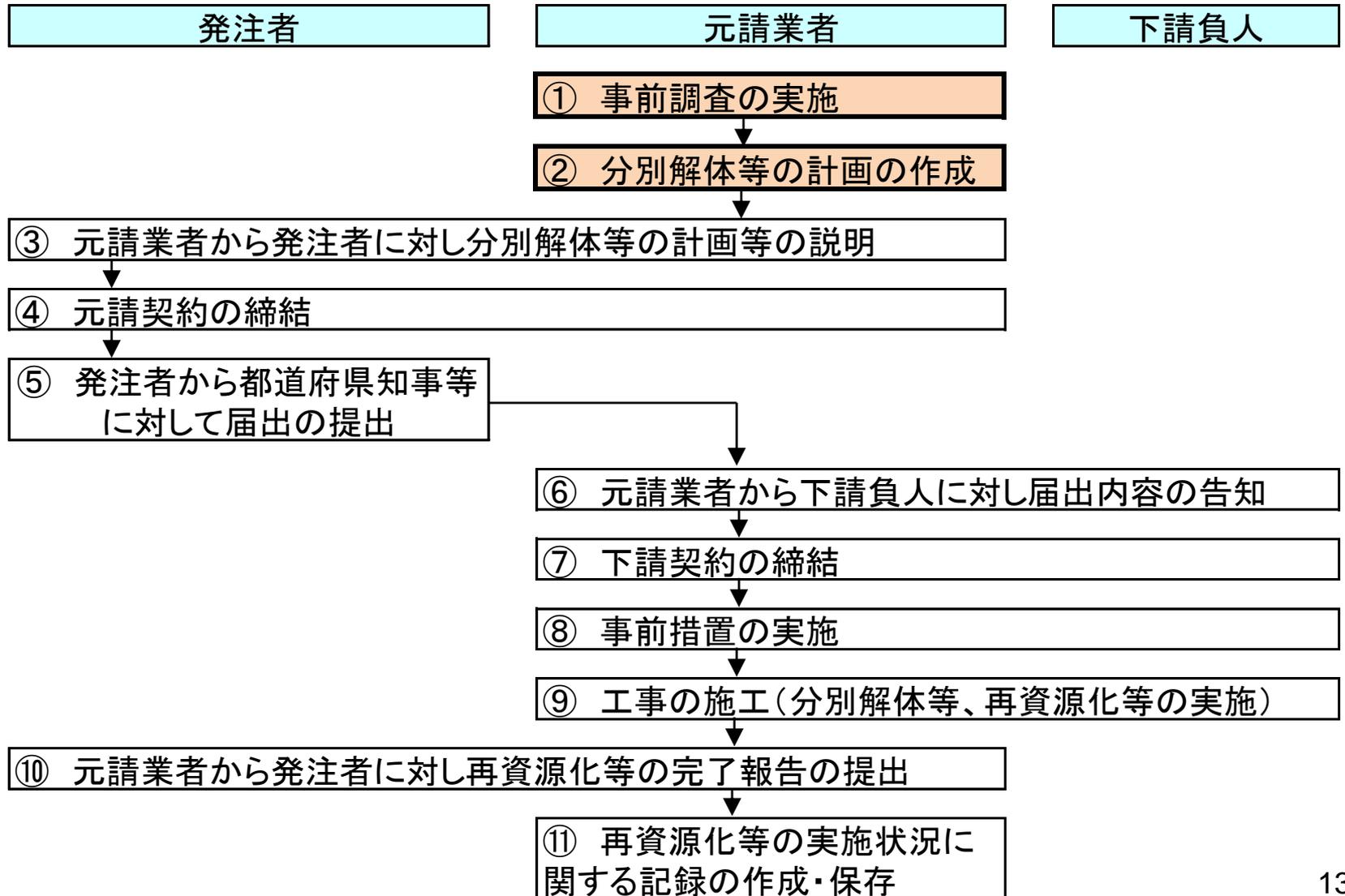
7 基準に適合した施工

- 分別解体等、再資源化等の実施
- 主任技術者若しくは、監理技術者(建設業法)又は、技術管理者による施工の管理
- 現場における標識の掲示



(イラスト等の出典：建設副産物リサイクル広報推進会議)

手続きの流れ



①事前調査の実施、②分別解体等の計画の作成

(法第9条第2項及び

施行規則第2条(分別解体等に係る施工方法に関する基準))

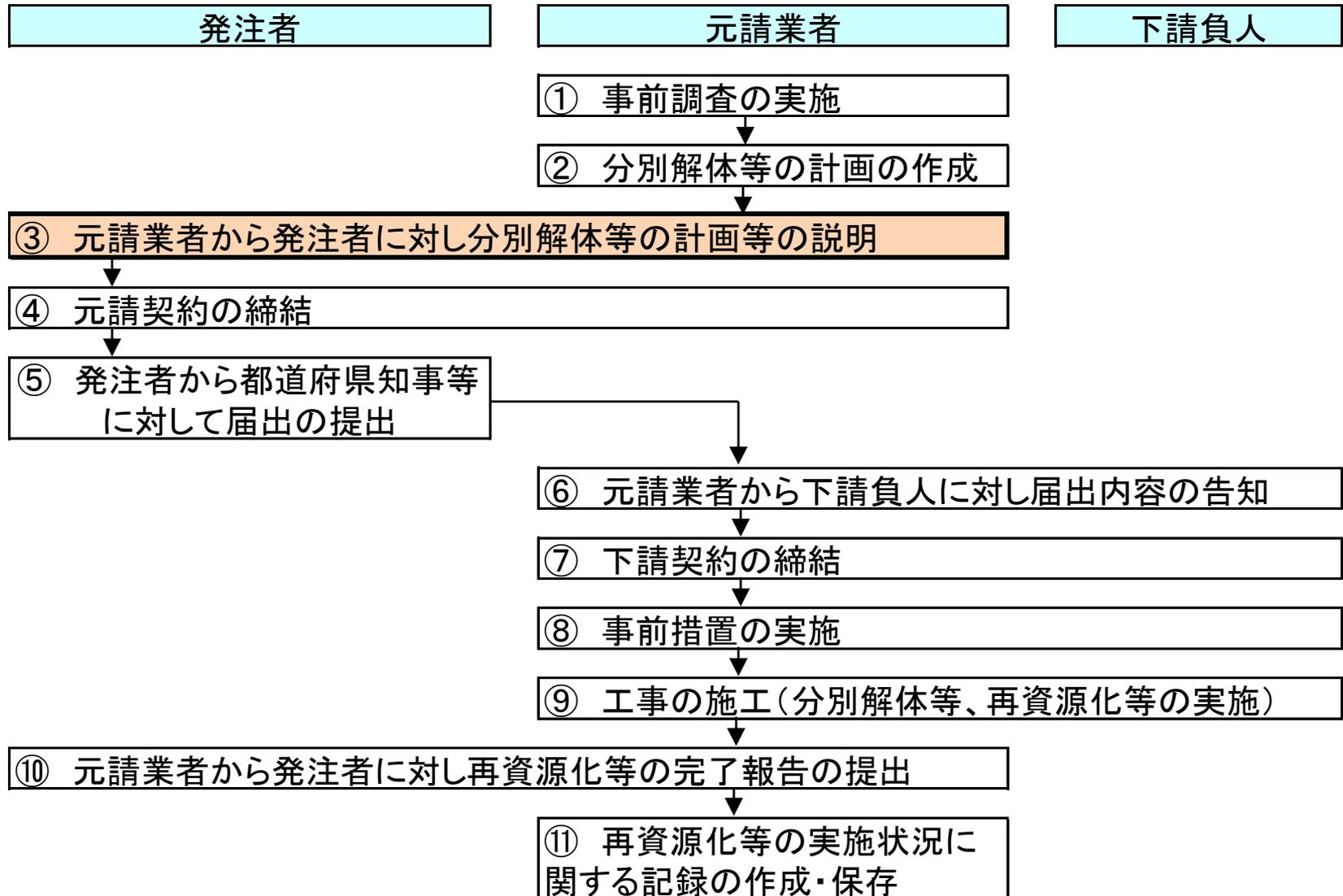
(調査する事項)

- 対象建設工事に係る**建築物等及びその周辺の状況**
- **作業を行なう場所**
- 特定建設資材廃棄物その他の**搬出の経路**
- **残存物品の有無**
- **吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無**その他対象建築物等に関する調査

(計画の作成)

- 上記の調査に基づき、**分別解体等の計画を作成**

手続きの流れ



③元請業者から発注者への説明

(法第12条第1項)

○契約前に発注者に対して文書で説明を行なう必要がある。

(説明しなければならない事項)

- 工事着手の時期及び工事の概要
- 分別解体等の計画
- 解体工事である場合は、解体する建築物等の構造、解体する建築物等に用いられた建築資材の量の見込み
- 新築工事等である場合は、使用する特定建設資材の種類

説 明 書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程に概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

4. 添付資料 (該当する事項の□欄に、「レ」を付すか「■」にすること。)

- ①別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)
 - 別表 1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料

□工程表

別表 1

(A4)

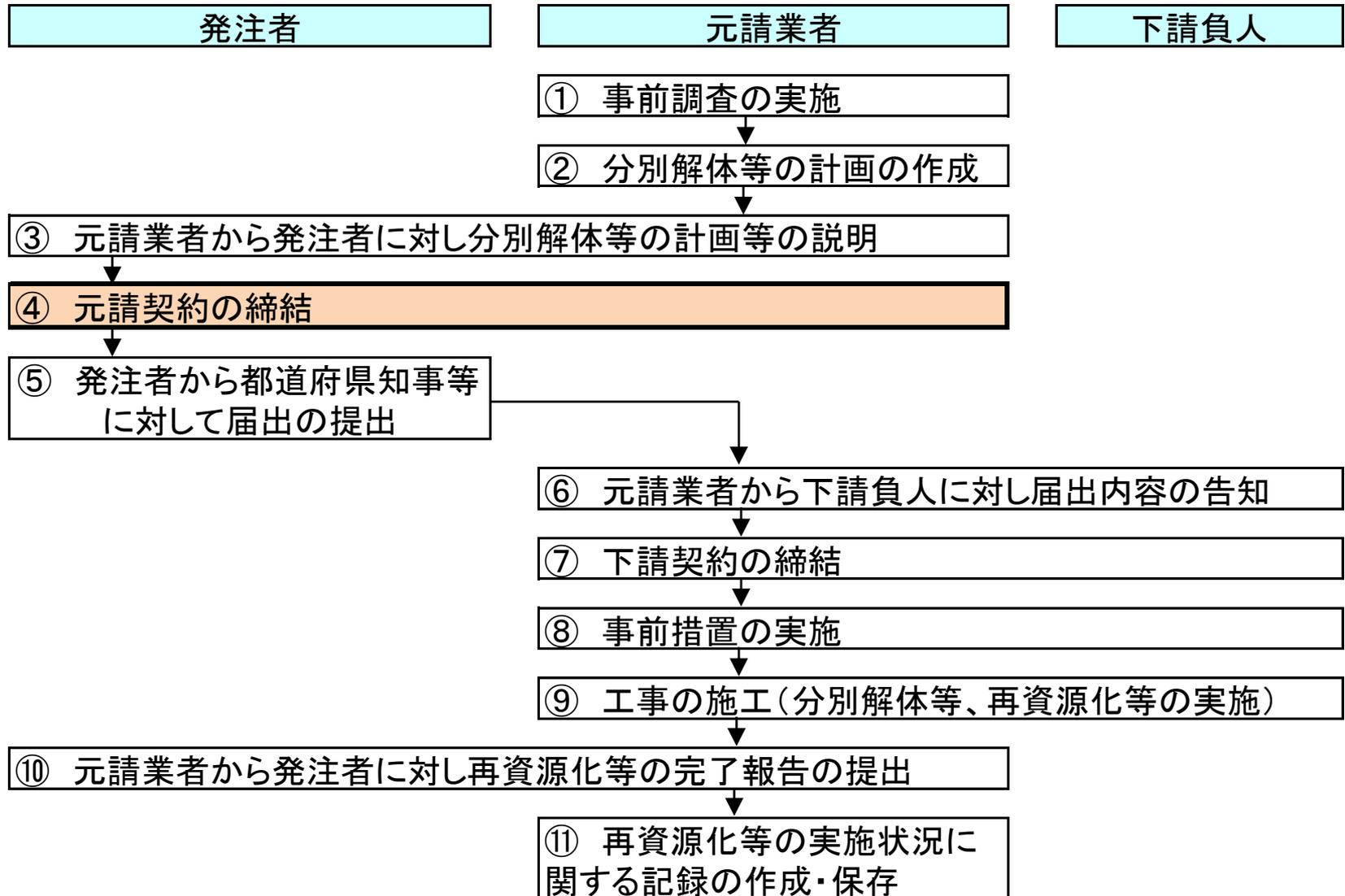
建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物の状況	築年数 35 年、棟数 1 棟 その他()		
建築物に関する調査の結果	周辺状況 周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他(工場) 敷地境界との最短距離 約 1 m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	工事着手前に実施する措置の内容
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 8 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	前面道路に交通誘導員配置 (作業中)
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 飛散性石綿 (吹付け石綿、石綿含有ロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿 (石綿含有ビニル床タイル等) <input checked="" type="checkbox"/> その他()	大気汚染防止法、大府府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について <input type="checkbox"/> 届出済 <input type="checkbox"/> 届出予定 <input type="checkbox"/> 届出対象外
	その他 (特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質)	<input checked="" type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 飛散性石綿 (吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材等) <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿 (石綿含有スレート板等 使用面積 1300 m ²) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 無	大気汚染防止法、大府府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について <input checked="" type="checkbox"/> 届出済 <input type="checkbox"/> 届出予定 <input type="checkbox"/> 届出対象外
工程	作業内容	分別解体等の方法	
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑤その他 (アスファルト舗装除去)	その他の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他(①→②→③→④→⑤)		
①内装材に木材が含まれる場合	その他の場合の理由() ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	350	トン	
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
①別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)	コンクリート塊	170 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	アスファルト・コンクリート塊	37 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤
	建設発生木材	30 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

手続きの流れ



④契約（発注者と元請業者）

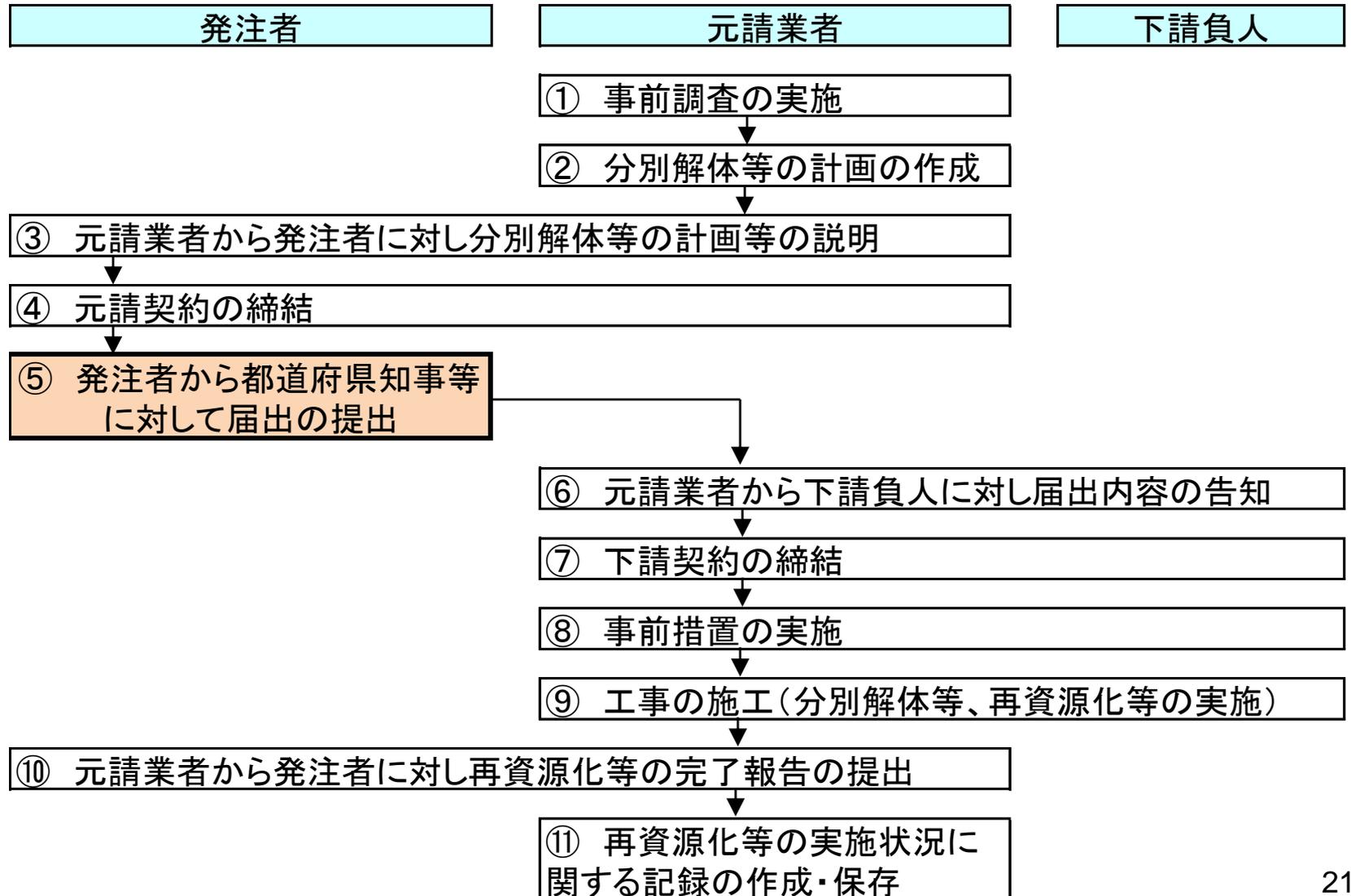
（法第13条第1項及び分別解体等省令第4条）

- 建設業法第19条第1項に定めるもののほか、分別解体の方法等書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

（対象建設工事の請負契約に記載すべき事項）

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要する費用

手続きの流れ



⑤都道府県知事等への届出 (法第10条)

○工事に着手する日の**7日前までに**届け出なければならない。

(注意事項)

- 届出先は対象建設工事を施工する場所により異なる。
建築主事を置く市は、当該市長へ届出を行う。
- 対象建設工事の施工範囲が複数の届出先に跨るときは、
全ての届出先に届出する。

⑤都道府県知事等への届出 (市長へ届出する工事場所)

大阪市	06-6208-9291 06-6615-6648	豊中市	06-6858-2429
堺市	072-233-1101	東大阪市	06-4309-3240
吹田市	06-6384-1972	高槻市	072-674-7569
守口市	06-6992-1736	枚方市	072-841-1221
八尾市	072-991-3881	寝屋川市	072-824-1181
茨木市	072-622-8121	岸和田市	072-423-2121
箕面市	072-723-2121	門真市	06-6902-1231
池田市	072-752-1111	和泉市	0725-99-8141
羽曳野市	072-958-1111		

⑤都道府県知事等への届出 (大阪府知事へ届出する工事場所)

前ページ以外の市町村(※)の問い合わせ・届出等窓口

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課

開発許可グループ(建設リサイクル担当)

住所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14-16 大阪府咲洲庁舎27階

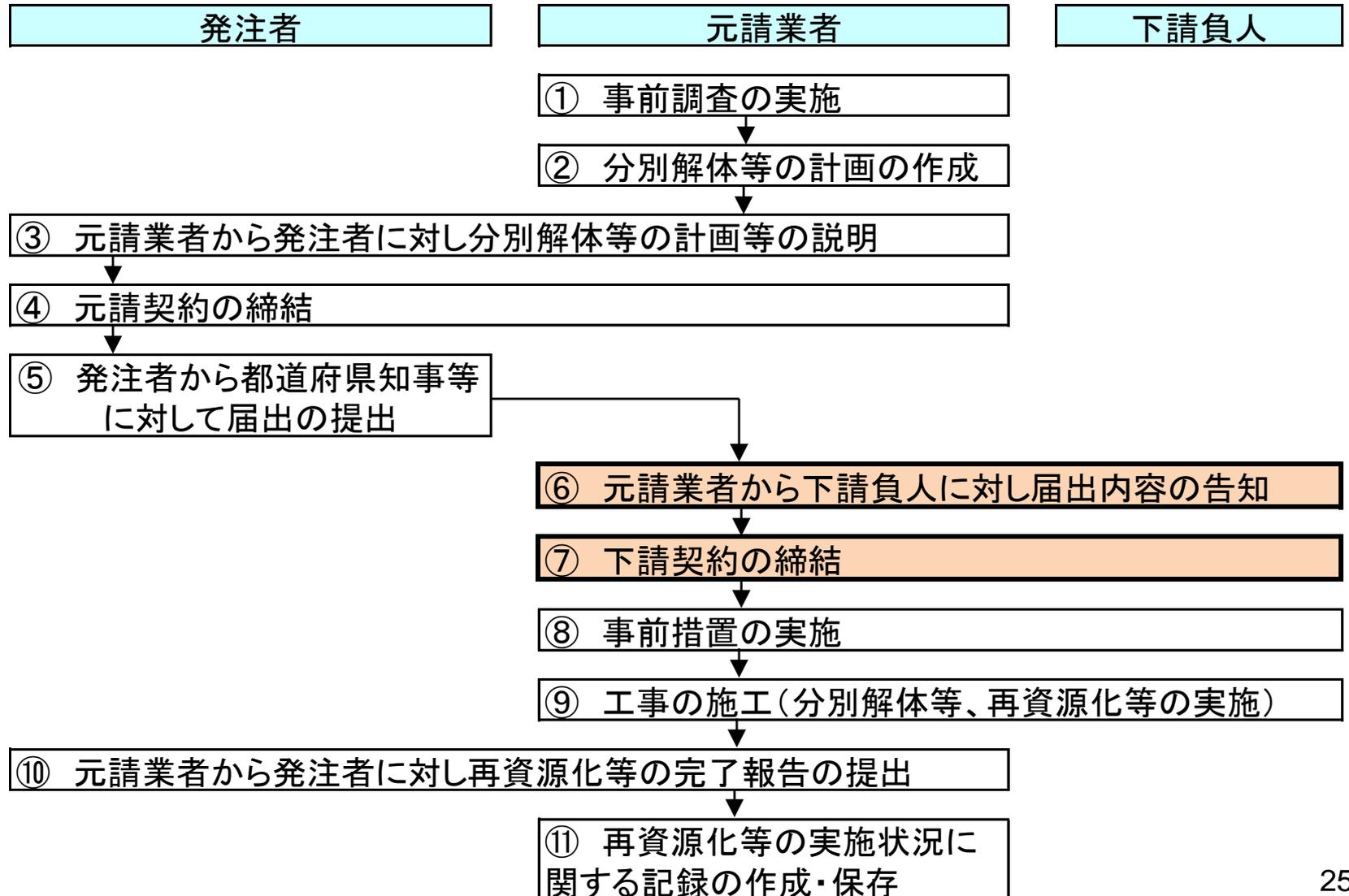
Tel 06-6941-0351 (内線)3092

Fax 06-6210-9728

※前ページ以外の市町村とは

- ・能勢町・豊能町・島本町・摂津市・交野市・四條畷市・大東市・松原市・藤井寺市・柏原市
- ・太子町・大阪狭山市・富田林市・河南町・千早赤阪村・河内長野市・高石市・泉大津市
- ・忠岡町・貝塚市・熊取町・泉佐野市・田尻町・泉南市・阪南市・岬町

手続きの流れ



⑥元請業者から下請負人への告知（法第12条第2項）、
⑦下請契約の締結（法第13条第1項及び分別解体等省令第4条）

（告知）

⇒「③元受業者から発注者へ説明しなければならない事項」
の内容と同じ

（契約）

⇒「④契約（発注者と元請業者）」の記載内容と同じ

告知書

平成 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)
 (郵便番号 -) 電話番号 - -
 住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、
 対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 告知内容

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程に概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

4. 添付資料 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

- ①別表 (別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)
 - 別表 1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
- ②工程の概要を示す資料
 - 工程表

別表 1

(A4)

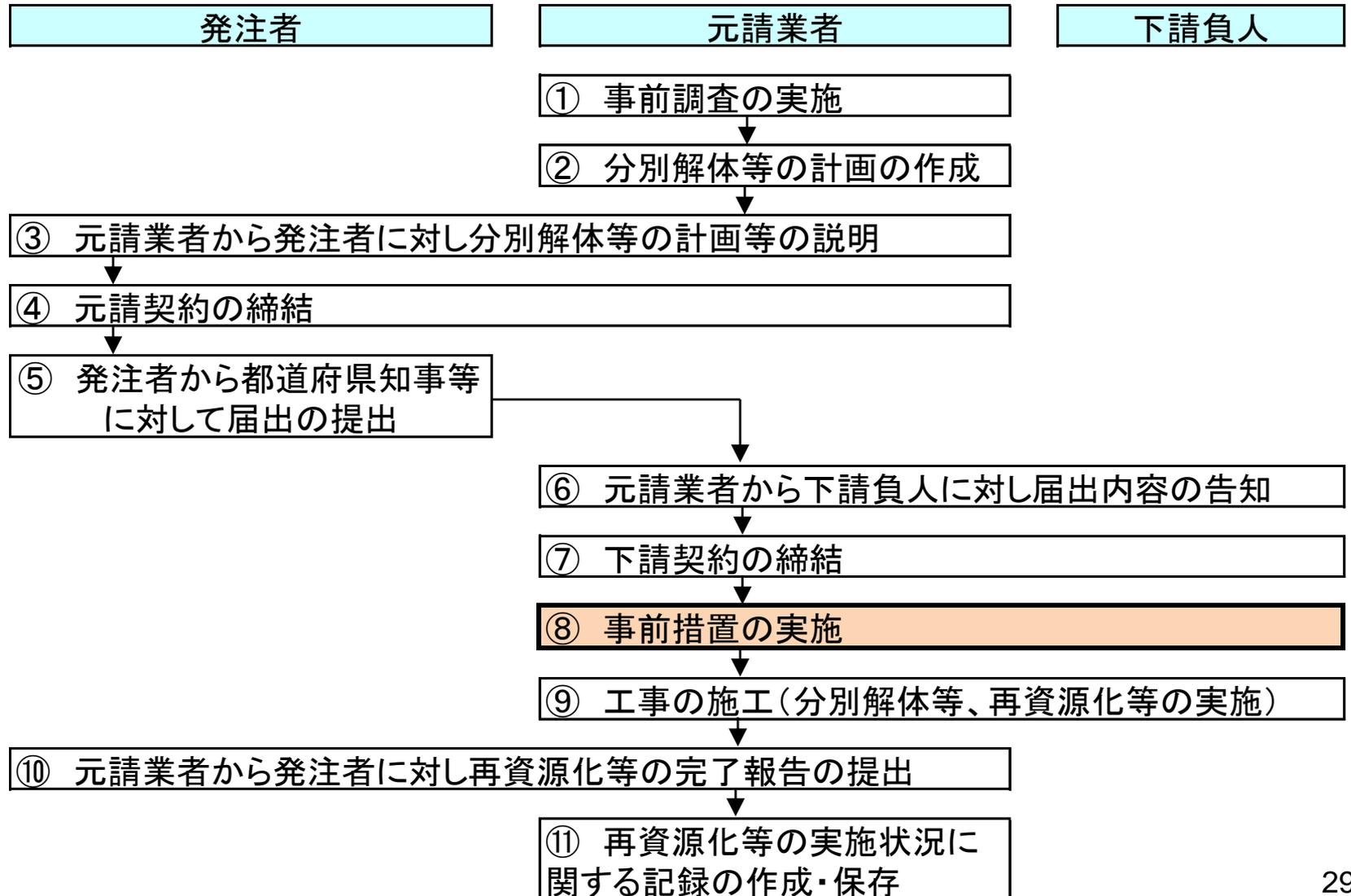
建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物の状況	築年数 35 年、棟数 1 棟 その他()		
建築物に関する調査の結果	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他(工場) 敷地境界との最短距離 約 1 m その他()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	工事着手前に実施する措置の内容
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 8 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	前面道路に交通誘導員配置(作業中)
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有ロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニル床タイル等) <input checked="" type="checkbox"/> その他())	大気汚染防止法、大府府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について <input type="checkbox"/> 届出済 <input type="checkbox"/> 届出予定 <input type="checkbox"/> 届出対象外
	その他(特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質)	<input checked="" type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材等) <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等 使用面積 1300 m ²) <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 無	大気汚染防止法、大府府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について <input checked="" type="checkbox"/> 届出済 <input type="checkbox"/> 届出予定 <input type="checkbox"/> 届出対象外
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他(アスファルト舗装撤去)		その他の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他(①→②→③→④→⑤) その他の場合の理由()		
内装材に木材が含まれる場合	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	350 トン		
廃棄物発生見込量	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	170 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	37 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	30 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			

備考 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

手続きの流れ



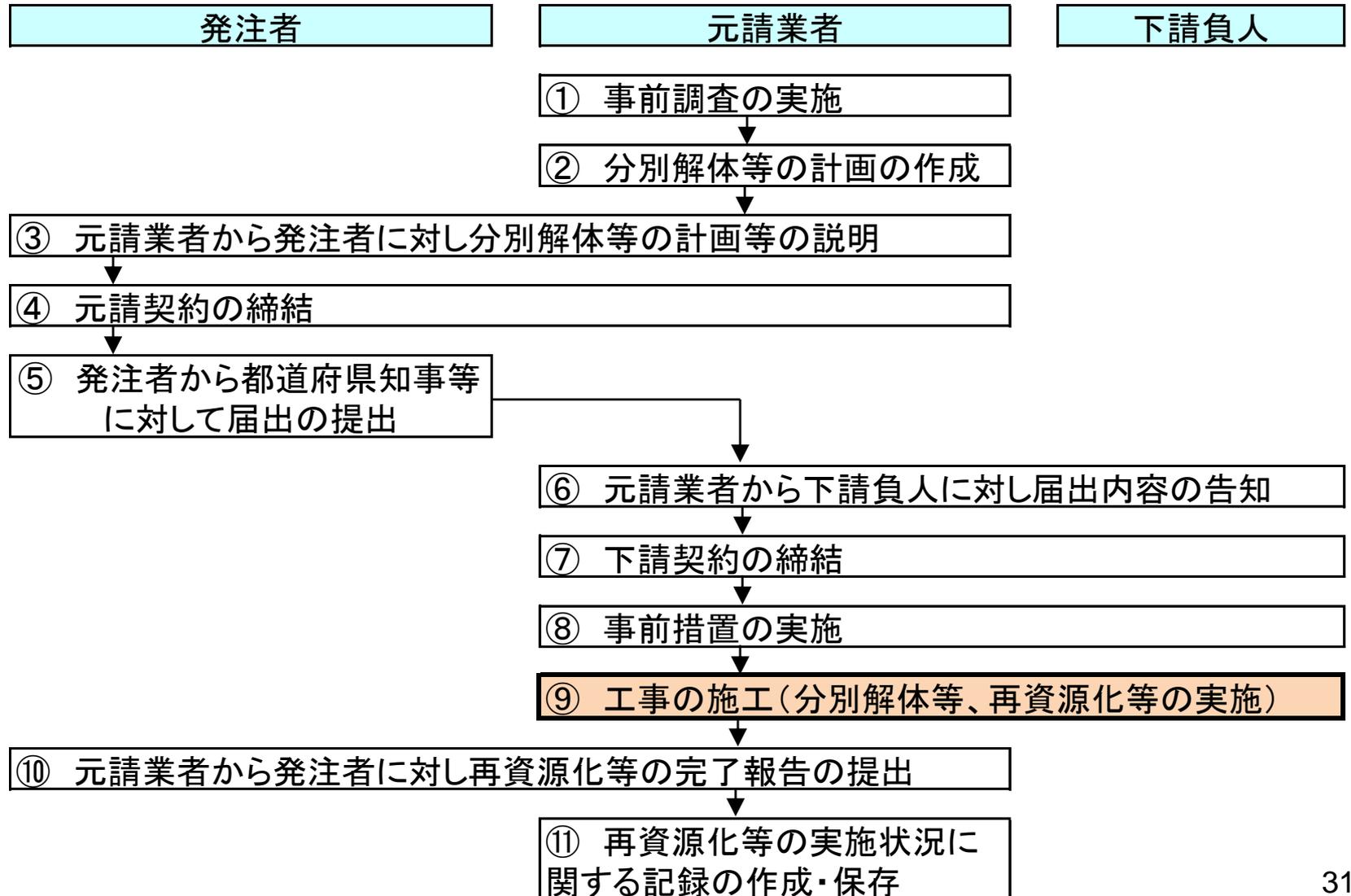
⑧事前措置の実施

(施行規則第2条 (分別解体等に係る施工方法に関する基準))

○分別解体の計画に基づき、

- 作業場所及び搬出経路の確保
- 残存物品の搬出の確認
- 石綿等の付着物の除去その他の工事着手前において、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置

手続きの流れ



技術管理者による施工の管理

主任技術者
(監理技術者)

(建設業法第26条の3)

又は

技術管理者

(建設リサイクル法第32条)



標識の掲示

(建設業法第40条)
(建設リサイクル法第33条)



⑨工事の施工（建築物に係る解体工事） （施行規則第2条（分別解体等に係る施工方法に関する基準））

○建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。

- ①建築設備、内装材等の取り外し
- ②屋根ふき材の取り外し
- ③外装材並びに上部構造の解体
- ④基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りではない。

解体工事の施工の基本手順

①建築設備、内装材、建具等の取り外し

・手作業で実施（施行規則第2条第7項）



内装材の取り外し



建具の取り外し

⑨工事の施工

廃石膏ボード現場分別解体マニュアル

国土交通省のリサイクルホームページ

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/manual/sekkou.htm>

解体工事の施工の基本手順

②屋根ふき材の取り外し

・**手作業で実施**（施行規則第2条第7項）



屋根ふき材の取り外し

解体工事の施工の基本手順

③外装材・上部構造の解体

- ・手作業または手作業と機械作業の併用で実施



外装材の取り壊し



上部構造部分の取り壊し

解体工事の施工の基本手順

④基礎の解体

- ・手作業または手作業と機械作業の併用で実施



基礎の取り壊し

分別解体等・再資源化等の実施



コンクリート塊の分別



建設発生木材の搬出

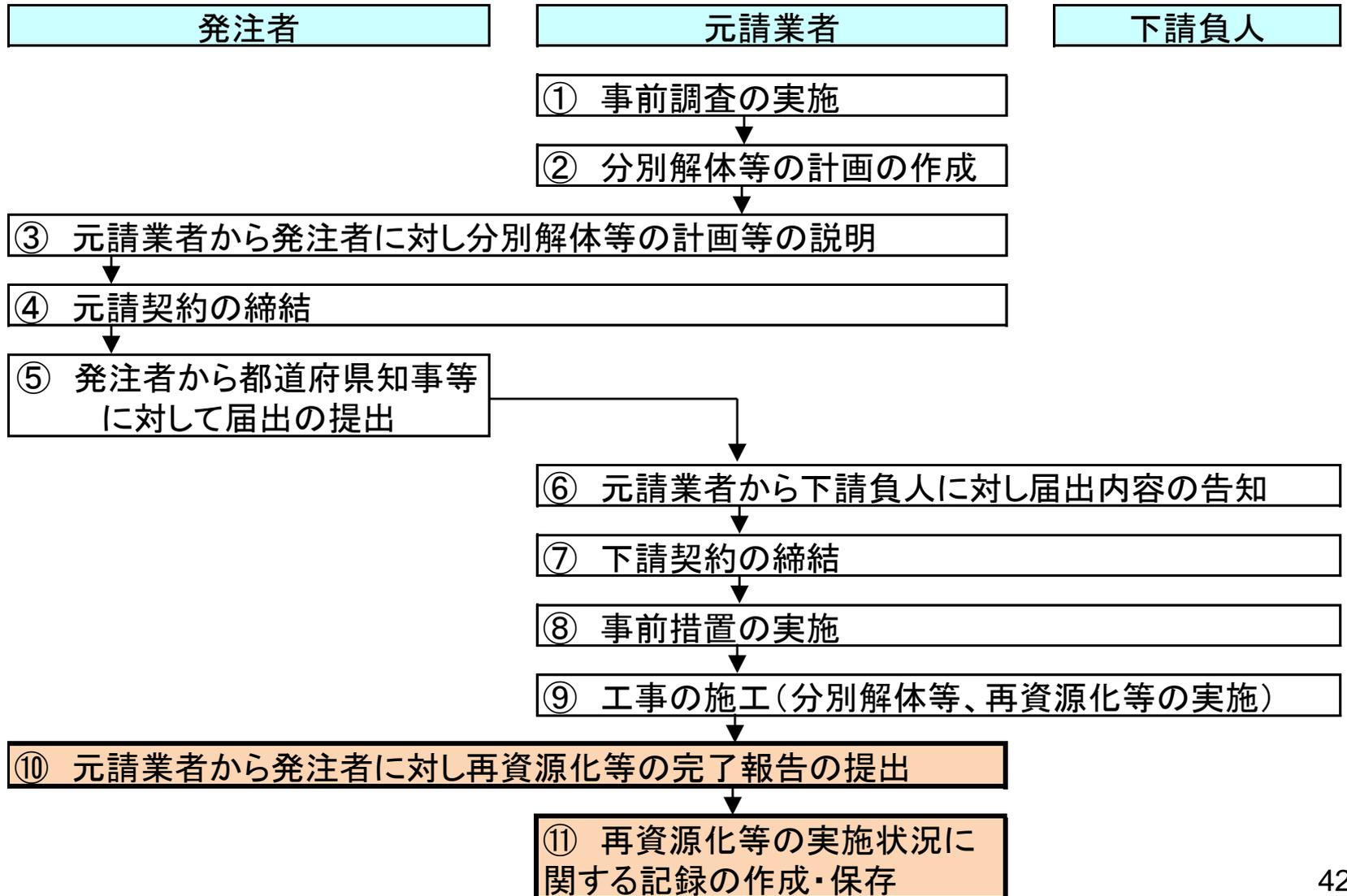
⑨工事の施工（建築物以外のもの） （施行規則第2条（分別解体等に係る施工方法に関する基準））

○建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。

- ①さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- ②工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- ③基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りではない。

建設リサイクル法に関する全体の流れ



⑩再資源化等が完了したときの 発注者への報告

(法第18条第1項、施行規則第5条)

○対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を保存し、これを保存しなければならない。

(報告する事項)

- 再資源化等が完了した年月日
- 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 再資源化等に要した費用

罰則規定

罰則

	内容	罰則(～以下)	罰則条項
分別解体等の実施	対象建設工事の届出	20万	51条1号
	対象建設工事の変更の届出	20万	
	対象建設工事の届出等に関する変更命令	30万	50条1号
	分別解体等義務の実施命令	50万	49条
再資源化等の実施	発注者への報告の記録	※10万	53条1号
	再資源化等義務の実施命令	50万	49条
解体工事業	登録	懲役1年・50万	48条1号
	登録更新	懲役1年・50万	
	変更の届出	30万	50条2号
	廃業等の届出	※10万	53条2号

※ は、過料 46

	内容	罰則(～以下)	罰則条項
解体工事業	登録の取り消し等の場合における解体工事の措置	20万	51条2号
	技術管理者の設置	20万	51条3号
	標識の掲示	※10万	53条3号
	帳簿	※10万	53条4号
	事業停止命令	懲役1年・50万	48条3号
	報告の徴収	20万	51条4号
	立入検査	20万	51条5号
雑則	報告の徴収	20万	51条4号
	立入検査	20万	51条6号

※ は、過料

大阪府 建設リサイクルホームページ

大阪府 建設リサイクルホームページのアドレス

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/recycle_index/index.html